

令和3年6月までに



製造・加工



販売



飲食

「見える」衛生管理！

ハッサツプ HACCP に取り組もう！

「令和3年6月1日から、原則として、すべての食品事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める」こととなりました。

A HACCPに基づく衛生管理

コーデックスのHACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが計画を作成し、特に重要な工程の管理を行います。
【対象事業者】

- ・大規模事業者（食品取扱従事者 50 名以上）
- ・と畜場
- ・食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者を除く）

B HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

取り扱う食品の特性等に応じた取組で、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化された衛生管理を行います。

【対象事業者】

- ・飲食店営業者、そうざい製造業者
- ・小規模事業者（食品取扱従事者が50名未満）
- ・製造店舗で小売販売する事業所 など

BからAへの
ステップアップ
も可能！

B HACCP の考え方を取り入れた衛生管理「見える化」って何するの？



保健所でHACCPの
個別相談会を実施
しています！

衛生管理計画を作成！



HACCP マンガを
読んでみよう！

計画を実施！



業界団体の手引書を
参考に作成しよう！

結果を記録・確認！



HACCP カレンダーに
記録してみよう！

※わからないこと、詳しく知りたい方は各保健所にお問い合わせください。

保健所名	連絡先	市町村名
乙訓	075-933-1241	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	0774-21-2912	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	0774-72-4302	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹	0771-62-4754	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西	0773-22-6382	福知山市
中丹東	0773-75-1156	舞鶴市、綾部市
丹後	0772-62-1361	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町



京都府